

経済産業省委託事業

ASEAN における模倣品及び海賊版の
消費・流通実態調査

2014 年 3 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

IP FORWARD

(5) フィリピン



- フィリピンでは、CD・DVD、ソフトウェア等の模倣品（海賊版）、医薬品、化粧品、靴、スポーツ用品・スポーツウェア、衣類、鞆・皮革製品、自動車部品、玩具、時計などの模倣品が販売、生産されている
- 模倣品は、大型のデパートやショッピングモール、また、小規模な店舗、路上の屋台など、さまざまな形態で販売されている
- マニラ市、マンダルヨン市、ケソン市等において、模倣品が多く流通している

【模倣品が出回っている主な都市】



引用元：<http://www.jappph.com/manila%20map%20etc/maniraaimetoroma.html>

- 海外からの模倣品の流入が多く、フィリピンに持ち込まれる模倣品の大部分が中国からのものであるといわれている
- 近時、二輪車の販売が伸びており、中国からの模倣品バイクが増えてきている
- 密輸入される場合も多い

【流通ルート】



i. 海路

- 中国からマニラへの流入ルート

ii. 他国経由

- 中国⇒シンガポール⇒マレーシア経由でマニラへ流入するルート

②エンフォースメントの実情

i 法制度

- 公的機関によるエンフォースメントとして、刑事摘発、行政摘発、税関差止がある
- これらのほか、代理人を通じた警告状送付、民事訴訟等も含め、効果的に選択しながら模倣行為への対応を取っていくこととなる

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		フィリピン 知的財産権 法等	○	○	○
行政摘発	知的財産庁 等		フィリピン 知的財産権 法等	○	○	○
税関差止	税関		税関行政命 令等	○	○	○

※刑事摘発に関する告訴状の受理、捜査は、警察（Philippine National Police=PNP）の
ほか、国家捜査局（National Bureau of Investigation=NBI）も行う

※また、上記のほか、主として海賊版を取り締まるための機関として光メディア委員会
（Optical Media Board=OMB）がある

〈刑事摘発〉

- 法執行機関は自ら詳細な調査をせず、民間の調査会社から証拠の提出を受けるパターンが多いため、権利者は、民間の調査会社に証拠収集を委託する必要がある
- 証拠収集の一般的な方法は、模倣業者からの模倣品のサンプル購入である
- 同サンプル品を法執行機関に提出後、同機関が確認のために再度サンプルを購入し、模倣品であることを確認後、摘発に踏み切るというパターンもある

〈行政摘発〉

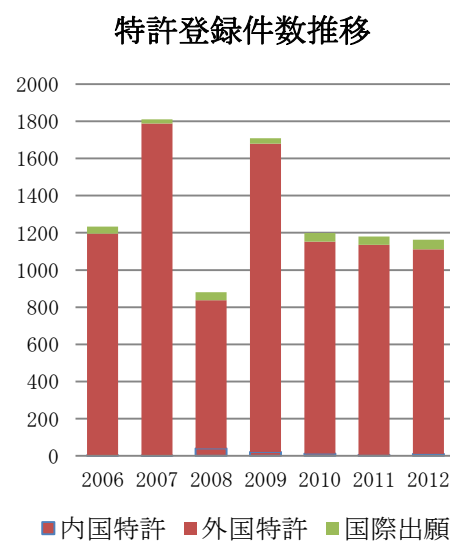
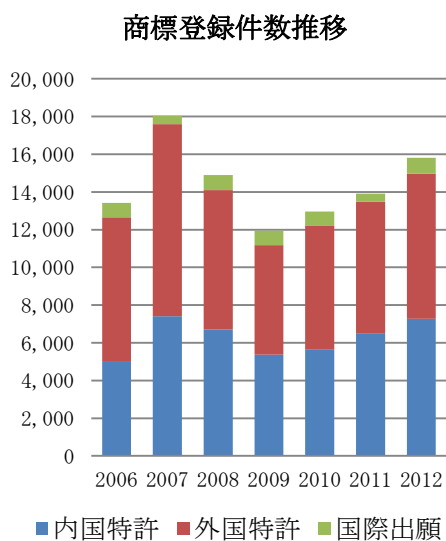
- 知的財産庁（IPO）または貿易産業省（DTI）に模倣業者への行政処分を要請できる
- 原則として、被害総額が 20 万ペソ以上の場合は、知的財産庁へ、20 万ペソ未満の場合は、貿易産業省へ要請することとなる
- 貿易産業省への要請の場合、当事者間での和解を優先させる傾向にあり、この場合、行政処分がなされるまでに 2～3 回の話し合いの場が設けられることが多い
- かかる話し合いの際は、損害賠償、模倣品の廃棄、再犯しない旨の保証等の一部ないし全部が合意内容とされる

〈税関差止〉

- 所定の税関登録手続あり
- 権利者による申請に基づく差止め、税関の職権による差止めが可能

ii エンフォースメント状況

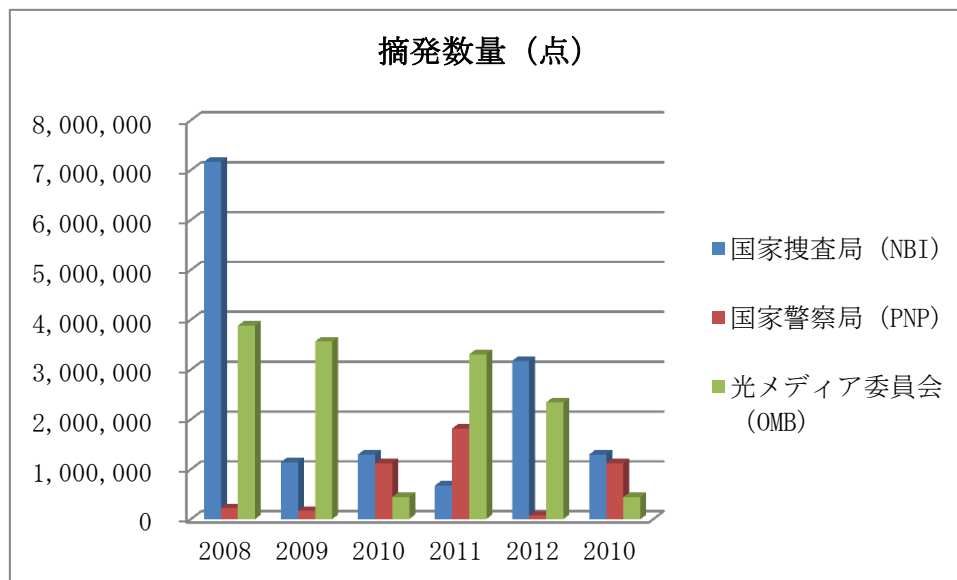
- フィリピンにおける商標権、特許権の登録状況は以下のとおり



(出典：WIPO)

- フィリピンにおける刑事摘発による摘発対象数量は以下のとおりである。

【摘発数量】



(出典：フィリピン知識産権局)

経済産業省委託

ASEAN における模倣品及び海賊版の
消費・流通実態調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

IP FORWARD

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **IP FORWARD** が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。